

都道府県・ 政令指定都市名	08 茨城県
------------------	--------

時点：2025年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	県民生活環境部多様性社会推進課
担 当 職 員 数	4 人（専任 3 人、兼任 1 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	茨城県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	2001年5月1日 根拠： 茨城県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	茨城県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2001年4月1日
構 成 員	15 人（女性 9 人、男性 6 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	茨城県男女共同参画基本計画（第4次）		
改定・見直しの予定時期	2026年4月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である			
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	茨城県男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2001年3月28日
	施 行 日（西 暦）	2001年4月1日
	最 終 改 正 日（西暦）	2019年4月1日
	改 正 内 容	性別による権利侵害の禁止及びセクシュアルハラスメント等に関する必要な情報の提供、相談体制の整備
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）： 年 月	
	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 50 %			
	根 拠	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、政令、条例等により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(66)うち女性委員を含む審議会等数(66)		
	延総委員等数(1,212)延女性委員等数(586) 女性比率(48.3)				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(66)うち女性委員を含む審議会等数(66)		
	延総委員等数(1,212)延女性委員等数(586) 女性比率(48.3)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(39)		
	延総委員等数(892)延女性委員等数(412) 女性比率(46.2)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)		
	延総委員等数(81)延女性委員等数(38) 女性比率(46.9)				
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	352 人	(2025 年 6 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	()			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	474	89	18.8	21	5	23.8	52	7	13.5	401	77	19.2
	うち一般行政職	367	85	23.2	21	5	23.8	35	6	17.1	311	74	23.8
支庁・地方事務所等	計	300	49	16.3	2	0	0.0	35	5	14.3	263	44	16.7
	うち一般行政職	173	29	16.8	0	0		17	2	11.8	156	27	17.3
全体	計	774	138	17.8	23	5	21.7	87	12	13.8	664	121	18.2
	うち一般行政職	540	114	21.1	21	5	23.8	52	8	15.4	467	101	21.6
再掲	警察関係	163	7	4.3	0	0		16	0	0.0	147	7	4.8
	教育委員会	52	11	21.2	1	1	100.0	2	1	50.0	49	9	18.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

		調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
		課長補佐 相当職 (人)			うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職			うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)		
本庁	計	747	152	20.3	1,171	229	19.6						
	うち一般行政職	557	138	24.8	568	182	32.0						
支庁・地方事 務所等	計	1,098	375	34.2	2,231	716	32.1						
	うち一般行政職	702	257	36.6	851	418	49.1						
全体	計	1,845	527	28.6	3,402	945	27.8						
	うち一般行政職	1,259	395	31.4	1,419	600	42.3						
再掲	警 察 関 係	414	39	9.4	1,559	155	9.9						
	教育委員会	301	159	52.8	385	252	65.5						

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)
本庁	計	73	26	35.6	80	24	30.0	105	30	28.6
	うち一般行政職	63	24	38.1	73	22	30.1	93	25	26.9
支庁・地方事 務所等	計	67	15	22.4	193	82	42.5	197	57	28.9
	うち一般行政職	47	11	23.4	127	66	52.0	71	32	45.1
全体	計	140	41	29.3	273	106	38.8	302	87	28.8
	うち一般行政職	110	35	31.8	200	88	44.0	164	57	34.8
再掲	警 察 関 係	24	2	8.3	39	3	7.7	92	14	15.2
	教育委員会	20	4	20.0	48	36	75.0	18	7	38.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長相 当職	○		○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること
課長補 佐相当 職	○		○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること
係長相 当職	○		○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験		3,201	385	12.0
昇 格 試 験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体		633	293	46.3
	うち 上級	431	175	40.6
	うち一般行政職	275	130	47.3
	うち 上級	208	92	44.2
	うち警察関係	185	62	33.5
	うち 上級	113	32	28.3

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	茨城県職員旧姓使用取扱要領、茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領、茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領
該当部分の条文(本文)	(茨城県職員旧姓使用取扱要領) (旧姓の使用) 第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。 (茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領) (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、専ら職員間で使用している文書等において旧姓を使用することができる。 (茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領) 2 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申出があった場合には、3に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。 3 旧姓使用の対象 旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。 (1) 給与の事務に関する文書(2) 源泉所得税の事務に関する文書(3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 (4) 児童手当の申請に関する文書(5) 共済組合に関する申請書等 (6) 5の規定により警務部警務課長(以下「警務課長」という。)が旧姓使用の対象から除外した文書等

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)
---------	-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
43	2	4.7	11	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	茨城県ダイバーシティ推進センター(2020年11月に男女共同参画センターが)			愛称・通称	ほらりす	
設置年月日(西暦)	2020年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 310-0011 住 所: 茨城県水戸市三の丸1-5-38 電話番号: 029-233-3982 FAX番号: 029-233-1330 ホームページ: https://www.diversity-ibaraki.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 茨城県ダイバーシティ推進センター) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 茨城県ダイバーシティ推進センター) 指定管理者(名称:) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	4 人	予算額	2025年度 38,361 千円
主な事業	1. 連携・協働(主な事項:) ○ 2. 広報啓発(主な事項: ・知事と有識者、企業経営者の対談記事掲載 ・ダイバーシティコンサルティング、D&I検定等の実施 ・市町村と連携した講演会等を実施) ○ 3. 講座(主な事項: 出前講座「ほらりす教室」の実施) ○ 4. 相談事業(主な事項: 総合相談、法律相談、ダイバーシティ相談、性的マイノリティに関する相談の実施) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 国際交流(主な事項:) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: ライブラリーの開設、問い合わせに対する情報提供) 9. 苦情処理(主な事項:) 10. その他(主な事項:)					
男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)				出資者	

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)				出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 名称等: 茨城県女性団体連盟 2. 無	加盟団体数	6
			会 員 数	1,644
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 :) 7. その他 (内 容 :)	}
概 要 :	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内 容 :)	}

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	53,543	51,753	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.004 %	0.004 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○			
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)		○		
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○		
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○		
⑩ 短時間正社員制度の導入		○		
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)		○		
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	茨城県働き方改革優良企業認定制度(7,8,9,10,12)、いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員企業登録制度(12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	茨城県女性リーダー登用先進企業表彰(1,2,3,4,5,6,11,12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	いばらき女性活躍・働き方応援協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①パネル展示 ・ ②ホームページの開設 ・ ③ダイバーシティ推進・啓発事業 ・ ④一般県民向けの講座・講演会 ・ ・	①男女共同参画に関するパネルを県庁内に展示 ②ダイバーシティ推進センターホームページによる広報 ③知事と有識者、企業経営者の対談記事掲載 県内企業におけるD&Iの推進(ダイバーシティコンサルティング、D&I検 定、D&I推進セミナーなど) ④市町村と連携したダイバーシティ推進に関する講演会等を実施		①年2回 ②随時 ③通年 ④年2回
2. 表彰 ・ ・			
3. 講座 ・ ①出前講座 ・ ②ダイバーシティ推進等に関する出前講座(ぼらりす教 室) ・ ・	①団体等を訪問し、男女共同参画に関する講座を開催 ②ダイバーシティ推進センターにおいて出前講座「ぼらりす教室」を実施		①随時 ②随時
4. 相談事業 ・ ①女性のための総合相談 ・ ②法律相談 ・ ③ダイバーシティ相談 ・ ④性的マイノリティに関する相談 ・ ・	①悩み事に関する相談、男女共同参画に関する苦情、意見 ②弁護士による法律相談 ③公認心理師等によるダイバーシティに関する様々な悩みの相談 ④性的指向・性自認に関する様々な悩み事や不安などの相談		①随時 ②随時 ③随時 ④随時
5. 情報収集・提供 ・ ①男女共同参画年次報告書 ・ ②ダイバーシティ推進センターにおける情報提供 ・ ・	①県における男女共同参画の推進状況等に関する報告書の作成 ②ダイバーシティ推進センターにおいてライブラリー開設、問い合わせに 対する情報提供		①年1回 ②随時
6. 苦情処理 ・ 茨城県男女共同参画審議会苦情・意見処理部会 ・ ・	県民からの苦情・意見申出の処理		随時
7. 交流促進 ・ ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①ダイバーシティ推進・啓発事業 ・ ②「いばらきダイバーシティ宣言」の募集 ・ ・	①知事と有識者、企業経営者の対談記事掲載 県内企業におけるD&Iの推進(ダイバーシティコンサルティング、D&I検 定、D&I推進セミナーなど) ②企業、団体等を対象に宣言を募集し、企業や団体、県民の意識醸成を 図る		①通年 ②通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ 県内市町村の男女共同参画推進に関する実施状況調 査 ・ ・	県内市町村を対象とした調査の実施		年1回
11. その他 ・ 市町村男女共同参画担当職員及び茨城県男女共同 参画推進員研修会 ・ ・	各市町村職員や県で委嘱している男女共同参画推進員を対象として男女 共同参画の理解を図るための研修会を実施		年1回

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議 会 名	茨城県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	茨城県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務、家族の弔事、その他のやむを得ない事由		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		

規 則 名		
明記した規定（規則、条例、別表等）の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。	3
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。	
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）	1. 行っている。	3
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	1
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名	茨城県議会における議員の通称名の使用に関する取扱要綱	
条文本文		
1 趣旨 この要綱は、県議会において議員（茨城県議会議員一般選挙で当選した者を含む。以下同じ。）が通称名を使用する場合の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。		
2 通称名の承認 議員が、県議会において通称名を使用しようとする場合には、次の事項を記載した申出書（様式1号）を議長に提出し、その承認を得るものとする。 (1) 戸籍簿に記載されている氏名及びふりがな (2) 通称名及びふりがな (3) 通称名を使用する理由		
3 承認の基準 議長は、上記2の申出が次の各号のいずれかに該当する場合に、通称名の使用を承認するものとする。 (1) 申し出のあった氏名が、社会生活において長い間使用され、地域社会において定着している場合 (2) 難読、誤読等が生じていることから、漢字名をひらがな又はカタカナにする場合		
4 承認通知書の交付 議長は、通称名の使用を承認するときは、申し出た議員に対し、承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。		
5 通称名の使用の範囲 通称名を使用できる範囲は、次のとおりとする。ただし、通称名の使用が適切でない場合は、この限りではない。 (1) 呼称 (2) 会議録、委員会記録等、議員活動に関して作成される文書及び議会広報資料の表記 (3) 議事堂内表示 (4) 信書		
6 議会運営委員会等への報告 議長は通称名の使用を承認した場合は、次に開催される議会運営委員会又は会派代表者会議において報告するものとする。		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		
託児サービスの実施、（議長又は委員長の了承を得た上で）乳幼児同伴での会議、委員会及び調査等への出席		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名	茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)	
該当部分の規定	第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 (中略) 1) 県防災会議 県は、災対法第14条に基づき茨城県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。 防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長・職員又は県職員のうちから任命された委員をもって組織する。 また、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、幹事は委員を補佐する。 なお、男女共同参画部局は、防災担当部局と連携し、防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った防災・減災のための人材育成を行う。	

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	21 人	うち女性数	1 人	女性比率	4.8 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの
防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1	1. 実施している
	2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

2	1. 条例
	2. 条例以外(要綱など) (茨城県行政組織規則)

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり
	2. なし

調査時点コード: 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2021年9月26日	～	2025年9月25日
副 知 事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)				

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	68	33	48.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	33	49.3	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	2	13.3	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	20	15	75.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	10	50.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	6	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	11	6	54.5	
	3 土地利用審査会	5	3	60.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	28	16	57.1	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	16	8	50.0	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	25	13	52.0	
	7 精神医療審査会	27	15	55.6	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	21	11	52.4	
	10 准看護師試験委員会	7	4	57.1	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	22	11	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	16	64.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	14	7	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	7	58.3	
	19 建築審査会	7	4	57.1	
	20 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21 都道府県都市計画審議会	19	6	31.6	
	22 開発審査会	7	5	71.4	
	23 私立学校審議会	12	6	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	23	1	4.3	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	18	9	50.0	
	29 土地区画整理審議会	39	4	10.3	
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	12	6	50.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	42	23	54.8	
	34 警察署協議会	220	108	49.1	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	5	50.0	
	37 都道府県国民保護協議会	51	18	35.3	
×	38 地方独立行政法人評価委員会				
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	25	1	4.0	
	46 指定難病審査会	11	6	54.5	
	47 小児慢性特定疾病審査会	7	5	71.4	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51 感染症対策連携協議会	18	9	50.0	
×	52				
×	53				
×	54				
×	55				
	合 計	892	412	46.2	
	女性委員0の審議会数	0			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	8	53.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	29	15	51.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	5	50.0	
	合 計	81	38	46.9	
	女性委員0の委員会数	0			